

小値賀町議会第一回定例会
(第二日目)

一、出席議員 十人

二、欠席議員 なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長
山田	中山	筒井	谷村	西村	中川	吉元	熊脇	蛭子	升水	尾野	尾崎	松本
憲道	敏章	英敏	良一	久之	一也	勝信	一也	晴市	裕司	英昭	孝三	充司

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

岩 大
坪 田
百 一
合 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成二十三年三月九日（水曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（ 加山雅徳議員 ・ 土川重佳議員 ）
- 第二 議案第八号 平成二十二年小値賀町一般会計補正予算（第七号）
- 第三 議案第九号 平成二十二年小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）
- 第四 議案第十号 平成二十二年小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）
- 第五 議案第一号 平成二十二年小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）
- 第六 議案第一二号 平成二十二年小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第二号）
- 第七 議案第一三号 平成二十二年小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 第八 議案第一四号 平成二十二年小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）
- 第九 議案第一五号 平成二十二年小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第三号）
- 第十 議案第一六号 平成二十二年小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第四号）

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、二番・加山雅徳議員、三番・土川重佳議員を指名します。

日程第二、議案第八号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第七号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（中川一也） おはようございます。

議案第八号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第七号）について、ご説明いたします。

今回の補正の主なものは、歳入では、特別交付税の計上、二十一年度振興基金に積み立てていた市町村基金配分金の取崩し及び建設事業等充当、歳出では、人事院勧告に伴う給与条例改正に係る人件費の減額計上、総務費で基金積立金の計上、その他各款においては事業実績見込みに伴う補正額を計上いたしております。

第一条は、規定の「歳入歳出予算」の総額に、歳入歳出それぞれ六千六百八十一万六千円を追加し、予算総額を二十七億六千二百三十四万八千円とするものです。

第二条は、国の補正予算関連の、きめ細かな交付金事業と住民生活に光をそそぐ交付金事業を去る一月二十七日、臨時議会においてご承認いただきましたが、二十三年度に繰越して執行する事業を第二表「繰越明許費」に示しております。

それでは歳入歳出事項別明細書により、九頁、歳入から概要をご説明いたします。

二款・地方譲与税、二項、一目・自動車重量譲与税を二百万円減額し、一千八百万円としております。

六款、一項、一目・地方消費税交付金を百万円増額し、二千百万円としております。

七款、一項、一目・自動車取得税交付金を二百五十万円減額し、四百五十万円としております。

九款、一項、一目・地方交付税は、特別交付税二千万円を計上し、補正後の地方交付税を十七億一千四百二十八万七千円としております。

十款、一項、一目・交通安全対策特別交付金五十一万八千円を増額し、五十一万九千円としております。

十一款・分担金及び負担金、二項・負担金、一目・民生費負担金を五十八万五千円増額し、二項・負担金を百十九万五千円としております。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料、一目・総務使用料二十五万八千円、二目・民生使用料百二十四万四千円、六目・土木使用料百四十三万七千円増額し、七目・教育使用料十四万八千円を減額し、一項・使用料を三千六十九万五千円としております。二項・手数料、三目・農林水産業手数料を六十万円補正し、手数料の額を一千八十三万四千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・民生費国庫負担金を百八万四千円、四目・災害復旧費国庫負担金を九十三万八千円減額し、補正後の国庫負担金を六千五百三十二万六千円としております。同じく、二項・国庫補助金、四目・土木費国庫補助金を二百二十二万九千円減額、六目・教育費国庫補助金を六万七千円減額、七目・総務費国庫補助金は、住民生活に光をそぐ交付金の追加交付分八百十五万九千円を計上し、二項・国庫補助金を一億二千三十九万七千円としております。同じく、三項・委託金を三十八万四千円増額し、補正後の額を三百八十八万二千円としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金、一目・総務費県負担金を十一万八千円減額、二目・民生費県負担金を百三十七万八千円増額し、補正後の額を五千三百七十九万九千円としております。二項・県補助金は、一目・総務費県補助金を六万円減額、二目・民生費県補助金を百三十九万二千円増額、四目・農林水産業費県補助金を四百十四万二千円減額、五目・商工費県補助金を三百二十二万七千円減額、七目・消防費県補助金を十一万二千円減額、八目・教育費県補助金を七万九千円増額し、補正後の県補助金を一億四千七十七万六千円としております。同じく、三項・委託金、一目・総務費委託金を四十一万八千円減額し、補正後の額を一千八百四十四万七千円としております。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入を四十一万円増額し、総額を七百三万六千円としております。

十六款、一項・寄附金を三百十四万六千円増額し、総額を三百十五万三千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金は、平成二十一年度に各市町に分配された宝くじ配分金を、振興基金に積んでいたものを二十二年度に全額取崩して充当する必要があり、四千三百六十八千円を計上、補正後の基金繰入金を九千十一万四千円としております。同じく、二項・特別会計繰入金二十万九千円計上、補正後の額を一千七百四十四万五千円としております。

十九款・諸収入、四項、五目・雑入を五十四万八千円減額し、補正後の雑入の額を三千八百九十七万八千円としております。歳出について申し上げます。

一款・議会費を七十万八千円減額し、補正後の額を五千百八十七万四千円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費一千七百二十六万円の減額は、十三節、総合行政システム委託料四百九十六万五千円、十五節、庁舎省エネ改修事業六百九十六万一千円、十九節、上五島・小値賀コール＆クリック戦略事業負担金二百六十二万五千円、同じく、小値賀町元気再生まちづくり助成金二百七十三万二千円の減額が主なものでございませう。三目・財政管理費は、地域活性化・公共投資臨時交付金に係る償還金五百九十三万九千円の減額が主なもので六百四万円を減額、五目・財産管理費は、二十五節、基金への積立金一億四千六百四十九万三千円の計上が主なもので、一億四千六百二十六万一千円を補正、六目・企画費を百四万一千円減額、八目・空港費を四十九万五千円減額、十一目・ふるさと創生事業費を八十二万二千円減額し、補正後の一項・総務管理費を七億二千四百三十九万二千円としております。二項・徴税費を二十一万六千円減額し、補正後の徴税費を三千五百九十九万八千円としております。三項、一目・戸籍住民基本台帳費を八万九千円減額、二目・住民基本台帳ネットワーク費は、外国人居住者に係る住基法改正に対応するシステム改修費百十五万五千円を計上、三項・戸籍住民基本台帳費の額を一千七百七十七万七千円としております。同じく、四項・選挙費、一目・選挙管理委員会費五万四千円、四目・参議院議員選挙費五十五万六千円、六目・県議会議員選挙費四十一万九千円をそれぞれ減額、八目・町長町議会議員選挙費二十万円計上し、補正後の選挙費を五百十三万六千円としております。同じく、五項・統計調査費一千円を減額し、補正後の額を三百八十八万六千円としております。同じく、六項・監査委員費を五万七千円減額し、百五万円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費九百二十九万九千円の減額は、十九節、後期高齢者医療給付費負担金六百二十三万一千円が主なもので、三目・老人福祉費二十七万七千円、同じく、四目・障がい者福祉費二十五万七千円を計上し、補正後の社会福祉費を三億二千二百八十一万七千円としております。二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費六十一万八千円減額、三目・児童福祉施設費を二百三十六万八千円減額し、補正後の児童福祉費を五千七百八十一万三千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費を三百八十七万三千円減額、二目・予防費を百四十万七千円減額、三目・環境衛生費は財源組替え、四目・健康増進費を四十万円減額し、補正後の保健衛生費を一億四千四百七十九万円としております。二項・清掃費は、三十万三千円を増額し、補正後の清掃費を八千四百九十一万三千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、一目・農業総務費を五十八万五千円減額、三目・農業振興費を四十二万七千円減額、四目・畜産業費を三百八十七万八千円減額、五目・農地費を五千円減額し、一項・農業費の総額を一億七千三百九万六千円としております。二項・林業費を二百十萬円減額、補正後の林業費を一千九百七十七万八千円としております。三項・水産業費、一目・水産業総務費を十七万五千円減額、二目・水産業振興費を三百二十九万五千円減額、三目・水産施設費を二百十二万円減額、四目・漁港管理費を七十六万四千円減額、五目・漁港建設費を二百八十一万一千円減額し、補正後の水産業費を一億三千二百一十萬円としております。

六款、一項・商工費、一目・商工総務費を十三万九千円減額、二目・商工業振興費を十六万四千円減額、三目・観光費を五百二十四万二千円減額、四目・じげもん振興費を二十三万一千円減額し、補正後の商工費の総額を一億三千七十八万円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費を五百四十四万六千円減額、二目・景観計画費は、財源組替えて、補正後の土木管理費の額を九千八百一十萬円としております。三項・住宅費は財源組替えてでございます。

八款、一項・消防費、一目・非常備消防費を百四十一万七千円減額、二目・消防施設費を一万九千円増額し、補正後の消防費を九千四百六十八万一千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、一目・教育委員会費を十萬七千円、二目・事務局費を五十九万五千円減額し、補正後の額を三千四百七十四千円としております。二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費を二十一万六千円減額、二目・教育

振興費は財源組替え、三目・学校建設費を三百七十九万円減額し、補正後の小値賀小学校費を五千八百四十二万九千円としております。四項・小値賀中学校費を二十八万七千円減額し、補正後の額を一千八百十三万二千元としております。六項・幼稚園費を二十六万七千円減額し、二千五百四十四万七千円としております。七項・社会教育費、一目・社会教育総務費は財源組替え、二目・公民館費を二万七千円減額、三目・総合センター費は財源組替え、四目・歴史民俗資料館費を十二万円減額、五目・文化財保護調査費、六目・図書館費は財源組替え、七目・世界文化遺産登録推進事業費を九十二万七千円減額し、補正後の社会教育費の総額を八千九十九万四千円としております。同じく、八項・保健体育費を七十二万三千円減額し、補正後の額を二千六十四万八千円としております。

十款・災害復旧費、二項・公共土木施設災害復旧費を七万五千円減額し、補正後の額を三百九十二万五千円としております。

以上、補正予算の概要をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第二款・地方譲与税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・地方消費税交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・自動車取得税交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・地方交付税

松永議員

九番（松永勇治） 地方交付税は、今回、特別交付税を二千万円補正、総額を十七億一千四百二十八万七千円で、二十一年度に比較して、地方交付税は交付税の原資、国税の増収配分により五千六万四千円増、特別交付税は七千六十万二千円減で、

相殺して二千五十三万八千円の減となります。十二月補正予算、第五号です。特別交付税を五千万円計上の折に、三月交付税、二十年程度の一億ぐらいは見込まれるだろうということでしたが、財政課長の答弁でしたけれども、特別交付税は災害、被害があつた地方に持つていかれますので、そういうことで減つたのかと思ひますけれども、三月に決定交付されることは承知しております。未だ、はっきりしてはいないと思ひますが、見込み額より低い見積計上となつた要因について、財政課長の見解を伺います。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

特別交付税につきましては、非常に見積もるのが難しいという問題がございまして、過去ここ五、六年で一番少ない水準の時に確か七千八百万だつたかと思ひます。昨日連絡が入つたところでは、三月十六日に交付するという連絡が入つていまして、予算を見積もる段階では分からない金額を過剰に見込むのは、非常に危険があるということ、過去の今までの実績で最低のところを見たのと、十二月に交付された額に対して、過去に三月に何割、その十二月交付額の何割くるかということも試算してみたんですけれども、そのことについても、数字が非常にばらつきがございまして、あまり参考にならないというところで、おまけに今年には色んな口蹄疫、鳥インフルエンザ、その他、暴雪豪雨、色んな災害もございまして、非常に不安な要素もありまして、確実なところでこれだけは入るだろうというふうな思ひで、予算を計上させていただきます。七千万という数字を計上させていただきました。

議長（横山弘藏） 地方交付税、ほかに質疑はありませんか。

五番（浦 英明） 関連して質問をいたします。

ただいま答弁されましたとおり、「特別交付税については色々な要素は分からない。」と、前、答弁した時に、「県知事の判断によりますから。」ということであつたんですけれども、私も、十二月の新聞を見た時にですね、二十二年度は、国として一兆円規模の増額を見込んでおるといふことで、二十一年度よりも若干、増えるのかなというふうに感じておりましたもんでですね、それで私もそれを尋ねようかなと思つたんですけれども…。

それとですよ、さっきの話になりますけれども、二十三年度と当初予算が明日上がってくると思うんですけれども、前、一応、私も尋ねたんですけど、「予想される地方交付税は、どのくらいになるのか。」と尋ねた時に、「二十三年度とすれば、国

勢調査の人口減によって、五千五百万程、減るんじゃないだろうか。」というふうなことだったものですから、しかし、国が言うように二十三年度もまた一兆円規模で大体、増額を見込んでおるといふことなものですから、もう少し増えるんじゃないだろうかと思つたもんですから、今、三月十日日に決定するといふことですので、ある程度、まだ少し増えるといふことですかね。そこ辺りも兼ね合わせて答弁願います。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

二十二年度は二十二年度、二十三年度は二十三年度といふことで、毎年と言つていい程、地方交付税法は改正をされております。そういうことで、一応、地方財政計画で全体の枠は決めるんですけれども、その年の途中でも、また改正等もございまして、かなり微妙なところでは非常に変わるというところは、地方交付税の特徴としてございます。ただ、これは地方の財源ですから、確実に確保するといふことで総務省も努力されますし、国の方も、その辺は、きちんと対応するといふことになっております。

そこで、二十二年度の特別交付税についてですけれども、先程も申しましたように非常に国の今回の税収の伸びは、一応、普通交付税にとりあえず二十二年度は三千億円入れた分が、先日の臨時議会で計上させていただきました普通交付税に反映しております。残りの一兆円につきましては、二十三年度の交付税の原資として利用したいといふふうに国は言っておりますので、その分が二十三年度を確実に確保するといふ総務省の考えでございます。二十一年度の特別交付税につきましては、先程も申しましたように非常に見積もるのが難しいといふことで、必ずしも国が少し税収が上がったからといって、すぐにそれが跳ね返って来るといふようなことではないといふふうに理解しております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 分かりました。

それで、この額が決定額といふことではないと思ひますけれども、その三月十六日から十五日に、何かはつきり決まるということですけども、その場合は、どういふふうにして計上するわけですか。例えば、臨時議会を開くわけですか、専決処分であるわけですか。お尋ねします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） これは、歳入が下回って予算がおかしくなるようであれば、専決をお願いしたいと思います。これが予定よりも余計入ってきた場合は、余剰財源として、そのまま繰越すということも想定されます。

議長（横山弘藏） 地方交付税、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・交通安全対策特別交付金

松永議員

九番（松永勇治） 今回、五十一万八千円補正、これは減多に件数が少ない所には、対策特別交付金は今まで出たことは、あまりございませんけれども、今回、五十一万八千円補正して、五十一万九千円、交付の内容ですね、その積算ですね、それと、特定財源に、これは扱いですよね、交通安全対策特別交付金ですね。ですが、見当たりませんので、歳出の充当先を教えてください。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

この交通安全対策特別交付金というのは、議員がおっしゃるように過去十年程度の決算書を見ましても、費目設置でございまして、一度も小値賀町に配分されたことがございません。このルールを見ますと、年に二回に分けて交付されるようであり、前半に二十五万円に満たなければ交付をしないという、そういうルールがございまして、二十五万円以上あったものですか、二回に分けて五十一万九千円、小値賀町に交付されるということでございます。何で交付されるかということにつきましては、正直なところ分かっておりません。県に聞き合わせても、ちよつと答えが出なかったものですから。それで、議員がおっしゃるように、本来、交通安全の対策のための使途に使うという性質のものですけれども、交付金ですから、一般財源として今回は計上させていただいております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 初めの交付金はですね、大体三年間の交通事故を対象として、これに該当すれば交付されるということ、年に二回交付されますけれども、特定財源ですよ、これはね。交通安全対策費のうちゅうのがありますかね、総務費の中にですね、ああいうふうなものに充てるべきじゃないかなと、「管理費用と交通安全施設の設置及び管理費用などに充てなさい。」ということを書かれておりますけれども、今回は仕方ありませんけれども、今後は、気をつけて下さい。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） 今後、そのようなことを十分注意したいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・使用料及び手数料

松永議員

九番（松永勇治） 二目の民生使用料ですね、保育料が百二十四万四千円、今回補正されてるんですよね。三月に一遍に百二十四万四千円、児童が増えて、その使用料が増えるっちゃうことは無いと思いますが、三月じゃなくて、十二月以降ですね。どういうことですかね。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

四月当初予算を組んでいた段階では、二十四名ということでしたので、それで予算を組みました。その中で、途中で入所された方が七名おりました、その人の分が増えたというようなことで、この分が百十一万四千円、今回、増額させていただきます。増えております。それから、四月以降、一時保育といたしまして、二十日間程、保育がありまして、その分が約十三万円程度、そういうことで、今年度は利用者が増えたために、こういうような増額補正をさせていただいたという状況です。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 一緒に聞けばよかったですけど、過年度分として百五十九万四千円ありますけど、この内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

土木使用料の住宅使用料ですね、過年度分として十二世帯分、百十七件で百五十九万四千円となっております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） こういう場合は、ひとつ過年度分とせんで、町営住宅使用料とか色々あるわけですから、はっきりと何々住宅使用料ということに入れてもらえば、要らん尋ねはせんでよかとですけどね…。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・国庫支出金

松永議員

九番（松永勇治） 二項、これは十一頁ですね、二項の国庫補助金です。七目の総務費国庫補助金、総務管理費補助金八百十五万九千円ですけど、住民生活に光をそぐ交付金ということで、今現在は九百三十四万一千円、計上されておるわけですけど、この八百十五万九千円の増の内容ですね、増額内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

住民生活に光をそぐ交付金事業につきましては、きめ細かな交付金事業等と違いまして、経路が違々と申しますか、国の方としても各自治体からどのようにという事業が挙がってくるか、そういうところが不透明なところがあつたかと思いますが、国の予算枠の半分だけを第一次充当で内示をいたしておりました。各自治体から挙がってきたものが、全て集約されたところで残りの予算枠の五百億円を配分するという格好になっておりました。それが二月の十日に二次配分がございました、小値賀町は申請した事業全てが適当という判断がされて一〇〇%の充当率になっております。事業費に対して一〇〇%の充当率になっております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） ですから、この前ですね、頂いた資料の中でですね、一、二、三、四つの事業に、この前の九百三十四万一千円の交付金ですね、四つの事務事業に分けてある、地域福祉振興基金とか高齢者生きがい活動支援事業、高齢者のための巡回教室事業、町立図書館入事業に前の分は充てられておるわけですね。ですから、この分がどこに充てられるのかということをお聞いております。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） この分が、その四つの事業の、その時に補助裏として一般財源が充たっていた分が全てこの金額で賄われるということでございます。よろしいでしょうか。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 土木費国庫補助金のところで、住宅費補助金の減額二百二十二万九千円、これの説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

これは、毎年ですね、十月一日現在で住宅の空き家の状況とか所得の状況とかを、十月一日時点で調査をいたしまして、その数値によって補助基本額というのを決めます。それについての、その補助基本額から算定するものでして、その時の空室状況とか所得が上回っている人は該当しないということで、今回、減額になっております。

議長（横山弘藏） 国庫支出金、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十四款・県支出金

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 二項、四目の農林水産業費の中の三節・水産業費補助金の中で、毎年、離島再生交付金が支給されますが、ほとんど有効活用できてないんじゃないかと思えますけども、今回の百四十二万八千円の減額の内容をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

今回の減額につきましては、当初、二百十八世帯、試算をしておりますが、年度末で二百四世帯、十四世帯が減ったということになりました、この金額を減額させていただきました。

議長（横山弘藏） 伊藤議員

七番（伊藤忠之） 世帯数が減ったということになると、また来年も減額になるとは、漁業者が減らなければ減額にはならないんじゃないかと思えますけども、まんまるその分がおそらく百四十二万八千円じゃないんじゃないかなと私は思うんですけども、この漁業再生交付金につきましてはですね、もうちよつと、これは事務局が漁協ですので、もうちよつと打ち合わせをしてですね、有効な補助金の交付金の活用をお願いしたいと思いますと思いますが、その点については、どうですか。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

議員さんがおっしゃいますとおり、二十三年度に今からなるわけですけども、漁業集落の役員さんとか、勿論、事務局の漁協とかと、よく検討しまして、折角のこういった形の交付金でございますので、有効に利用していきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 歳出でその件、ちよつと聞こうかと思つたんですけど、歳入の方で出ましたので、私の方からも関連して質問いたします。

戸数が減つたということで、この金額になつておるわけなんですけども、さつき言われた十四戸ですかね。ちよつと私も計算してみましたけども、十三万六千円で割れば十四戸になると思います。それでこの十四戸の世帯数、これが減つたのは、例えばその、組合員が脱退する、年齢で脱退する、或いは亡くなるとか、或いは引越して行くとか色々あるかと思ひますけど、そういったその分析が出来ておれば、その件もお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

この世帯数の減につきましては、廃業が九世帯、それから休業といひますか、そういった形の休業をしているという世帯が四世帯、それと死亡された方が一世帯という、十四世帯というふうになっております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 今、休業が四名と言われましたけども、休業というのは、どういうものですか。お尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

出漁期間といひますか、日数的にですな、例えば、自分の家で食べるぐらいのことは、ぼちぼちしているんですけども、それを漁協へ出して頼りのな面に出るといふようなことをしてない、自分でちよつと…。廃業ではないんですけども、それに近い経営をしているという方を、一応、休業というふうには捉えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 五目・商工費のところ、一節の商工費補助金のところですが、ふるさと雇用再生特例基金事業補助金、減額になっております。この内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

このふるさと雇用再生基金につきましては、全額、県の補助で行なっている事業ですけども、現在、この事業につきましては三名が雇用しておるわけですけども、その雇用の時に四月から一応考えておったんですけども、それが五月とか七月とか採用が間に合わなかったということもありまして、まちまちの採用期間となってしまう関係で、実績といたしまして、県費でございますので、実績として変更申請ということで、この減額させていただいたということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 今の立石議員の関連質問ですが、これは当初、二十三年度の予算にも上がっているようですが、これについてはですね、県費が全額県費補助ということで、確か、あの時は財政課長が色んなアンケートといいますか、「暇が無かった。」ということ、緊急的な措置で『公社』とか今言う『IT協会』とかに流したということで、そういう説明があったと記憶しております。で、今の答弁でいきますと、三名の雇用で、ばらばらだったと、四月、五月、七月と…。ここら辺の話は今の答弁は、雇用がもうその時点では出来ていなかったということですかね。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） 議員さんがおっしゃいますとおり、三月、一応、県の方へ申請をしてからになりますので、打診といいますか、前もって、こういう事業があるということはあるんですけども、実際は雇用をする時にですね、この段階、四月の頭から皆揃ってスタートが出来なかったということは、確かにございました。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） そしたらですよ、その時点では出来てなかったと、県の方には申請を何名居るからということを出したと、県の方はそれを受け付けたということじゃなかとですか。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） 議員さんがおっしゃいますとおり、申請は例えば三名なら三名、五名なら五名で申請をしまして、県も、「そしたらその事業に則ってやって下さい。」ということが始まるんですけども、実際、『公社』とか『IT協会』とかが募集して人材を探す時にですね、手間が掛かったりとかがあります、四月に間に合わなかったということもございます。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） じゃあ、暫定的、暫定的というか、何人居りますよという形で報告しとつてですよ、それでも良かったということですね、後で訂正すれば……。であるならばですね、財政課長が答弁した、その「暇が無かった。」と、ですね。町長の施政方針の中でも、来年度は何か落花生か何かの方に云々という話も聞きましたけどね、そういうあれからすればですよ、ある程度、暫定的に小値賀町の雇用対策に対してですね、色んな使い方があったかと思うつてすよね。だから、そういう後で訂正がきくということであれば、ある程度の募集を募るなり、漁協、農協、色んな団体がありますんで、そういうところにも大いに活用してよかったですんじゃないかって私は思うんですがね、如何ですか。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） 加山議員のおっしゃっているのは、確か二十一年度の年度途中の話だったかと思えます。当時、私は財政課長じゃなくて住民課長でございまして、住民課の時に、県の雇用労政課の方から、この情報が飛び込んできました、その国の緊急雇用対策の関連でそういう事業があるから何とか起こしてくれということ、すぐに報告しなければいけないということ、ございまして。ただ、その後、二十三年度まで、この事業が引き続いているという情報は、ちよつとその辺につきましては、今、加山議員がおっしゃる指摘がちよつとおっしゃるところが理解できると思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 二項、二目の二節ですね、これの児童福祉費補助金の地域子育て創生事業補助金、これが五号です、七十九万九千円補正しているわけなんですけども、それで今回七号で五十四万六千円減額というふうになっておりますけども、この減額の理由をお尋ねします。

それと、その下の安心子ども基金事業費補助金の九十三万四千円、これの増額についても内容を尋ねます。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

第一点目の地域子育て創生事業補助金ですけれども、この地域子育ての拠点ということで、健康管理センターの改修ということで県の方に申請をしております、第一次査定では通っておりません。ところが、第二次査定でブランドの取替えというのが、やはり、この子育て創生事業には合致し難いということがございまして、その分を補助対象から削除するというようなことがありましたので、今回、減額補正をさせていただいております。

二番目の安心子ども基金事業ですけれども、この事業につきましては、子ども手当システムがですね、今のところ、未だ法案が不確定でありますけれども、金額が変更になるというようなことで、この分、手当システムを改修しなければいけませんので、その部分について十分の十の補助で九十三万四千円、今回、補正をさせていただいております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 内容の説明は分かりましたけれども、これが歳出ですすね、前、誰かが質問した時に、答弁があった内容は、例えばAEDに使うとか、或いはベビーのベッドに使うとか色々あったんですけれども、これが一つずつ充当先がちよつと歳出の方で分からないんですね。できましたら、そういったその一覧表というんですかね、そういったのはあるんでしょうかね。あれば、後で資料としていただきたいと思いますけれども、できればここで、どれどれにどれが充当するということが分ければ、ここで良いですけども、説明していただきたいと思います。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

議長（横山弘藏） 再開します。

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

こういうような補助対象事業につきましては、財源充当等々をですね、明確にした書類がありますので、その分については後程、配布したいというふうに思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

—	休 憩	午 前	十 時	十九 分	—
—	再 開	午 前	十 時	十九 分	—

住民課長

議長（横山弘藏） 第十五款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十六款・寄附金

松永議員

九番（松永勇治） 七目の教育費寄附金でございますが、図書購入費資金寄付金が二十九万九千円、これは件数をお知らせ下さい。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

一件の三十万円、頂いております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦議員

五番（浦英明） 寄附金の総額が三百十五万三千円になっておりますけども、これは二十一年度と比較しますと五十万円の減で、それ程、大差は無いようであるんですけど、これ内容別に見ますとですね、この一般寄附金の二節のふるさと寄附金ですね、これについては、二十一年度が二百十九万円でありましたので、今年度が二十四万一千円ですかね、二十四万三千円なんですかね、合計で、だいぶこれ減っておるんですよ。それでこの内容が分かればと思いますけども、例えば、一件で百万の人、大口があったので、それが今度は小口になったとか、或いは件数も分かれば、その点を合わせてお尋ねします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（西村久之） ふるさと寄附金につきましては、リストを持ち合わせておりませんので、後程、報告したいと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十九款・諸収入

浦議員

五番（浦 英明） 県営漁港施設使用料、これが七十四万円の減額となっております。内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

県営漁港施設使用料の減額の理由ですけれども、主に小値賀漁港のですね、主に旅客船とか貨物船の係船料が減になっております。これは、一応、各旅客船の欠航の回数がですね、やはり、この欠航が少し多かったということで、こういうふうが減額をさせていただいております。ちなみに、特にですね、野母商船の太古丸の欠航回数がかなり増えております。昨年がですね、十八回欠航だったんですけれども、今年度は今のところ三十八回欠航しているということで、こちら辺でかなり差が出てきていると思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

総務課長

総務課長（西村久之） 失礼しました。先程の寄附金の二十四万三千円の件数ですけれども、七名です。内訳は金額別に言うと、一番大きい方が十万円、その次の方が五万円、一番下はいいと思いますけれども、そういうことです。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・議 会 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・総 務 費

松 永 議員

九番（松永勇治） 総務費の一項の総務管理費で三点程、お尋ねします。

一点は、一目・一般管理費、十九節・負担金、補助及び交付金、上五島・小値賀コール&クリック戦略事業負担金の二百六十二万五千元、これ全額減額でございます。その理由と、小値賀町元気再生まちづくり助成金二百七十三万二千元の減額についてもお尋ねします。

二点は、三目の財政管理費、二十三節・償還金、利子及び割引料、地域活性化・公共投資臨時交付金に係る対象事業と金額、それから第三点は、五目の財産管理費、二十五節・積立金は、今回、一億四千六百四十九万三千円補正して、積立金総

額は、三億一千五百二十四万三千円で予算総額の一一・四％を占めております。勿論、財政運営を計画的に行うために、または、財源の余裕がある場合、将来、特定の支出項目のために積み立てているのでしようが、昨年十二月予算補正の折にです、財政課長は「振興基金を多く持つっていると財政に余裕があると見られ、特別交付税とか色々のことに影響を及ぼすので、減債基金に積み立てる。」ということ、私が「振興基金がいんじゃないかな。」ということ、申し上げましたところ、そういうふうな回答でした。今年度の振興基金積立金は八千三十七万七千円で、この補正を加えるのです、八千三十七万七千円で一番多いのですが、以上の点について、財政課長の、その時の答弁と、今回の多く積み立てた五千二十三万三千円、今回積み立てて八千三十七万円に上った見解を求めます。

それと、今回の補正を含むですね、基金現在高を後で良いですから提示して下さい。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

まず、第一点目の上五島・小値賀コール&クリック戦略事業負担金、これは前年度から新上五島町と小値賀町で両方でこれをしておりますけども、前年の実績が一年間で四十七件ということ、ほとんど小値賀町にはメリットが無いということ、今年度から途中で申し訳ないですけども、脱退させていただきましますということ、全額減額させていただきました。

それと、その後の小値賀町元気再生まちづくり助成金につきましては、古民家再生事業におきます『まつなが邸』ですね、『まつなが邸』の完成によりまして、その差額を減額したものでございます。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） 二点、ご質問があったかと思えますけれども、まず一点目の地域活性化・公共投資臨時交付金返還金でございますけれども、これは昨年実施いたしました大島の学校の耐震化に係る分、それと今回の離島開発総合センターのバリアフリー、それから耐震化工事に係る事業の補助裏として、この交付金を充当しておりましたけれども、離島開発総合センターの工事費が、最終的に精算により増額したために、返還する部分が少なくなったということで、減額させていただきます。

もう一点の積立金の件でございますが、確か私はその時に、振興基金ではなくて、「財政調整基金に積んだ場合が財源に余裕があると見られる。」と、「県なんか県の指導では財政調整基金に積むのは如何なものかという、そういう指摘を受

けております。「というふうにお答えしたかと思えます。で、その時に松永議員から「積極的に振興基金に積むべきではないか。」ということ、私も「そのご意見のとおり。」というふうにお答えしていたかと思えます。で、今回、そういうことで、振興基金に積ませていただいております。一方、振興基金の方は取り崩しも振興基金はしておりますので、振興基金自体は、このまるまる増えるということではないというふうに解釈しております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 私の聞き間違いで大変なご迷惑をかけました。申し訳ございません。振興基金うちゅう頭ばかりあったもんですから、そういうふうにお答えされたという感じで今回、お尋ねしました。どうもすみません。

それとですね、今、総務課長からお答えがありましたけど、二点目の財政管理費の件ですね、それです、これは小値賀再生まちづくり助成金は民都機構からの拠出金、五千万円ですね、の分ですね。それで、二十一年度に一千八百五十六万八千円、『まつなが邸』にですね、そして繰越事業で二十二年度ということですが、二千八百七十万、合わせて四千七百二十六万八千円の、五千万の内ですね、使うということになりますね。そうした場合、あと二百七十三万二千円についてのどういうふうにするのか、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（西村久之） 勿論、うちから負担する分は、それ減額しているわけですから、会社の負担ということになります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

五番（浦 英明） 私も関連して質問いたします。

浦 議員

先程の積立金なんですけども、まず、先程の答弁が抜けておったんじゃないですかね、積立金の総額は幾らになるのかということですね。私なりに調べておったんですけど、昨日資料で貰いました十八億一千七百万ぐらいだろうと思うんですけどですね、それは後で答弁していただきたいと思えます。

それから、地域福祉振興基金利息積立金というのがありますけども、これは利息じゃなくて、ただの普通の積み立てだと思います。それと、社会体育施設整備基金の積立金、この二つが今度、一千万以上の補正になっております。今までのを見ますと、そういったその大きな積み増しはありませんので、どういうふうにして今後、これを使っていくのか、内容が分かれば、それもお尋ねします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

まず、第一点の基金の残高、基金残高見込みでございますが、一般会計で二十二年度末、十六億二千五百八十万七千円程度と思っております。特別会計も含めたところの金額は、先程、浦議員もおっしゃったように十八億一千七百八十八万二千円という金額でございます。

それと、もう一点の、失礼しました。これは利息がちよっと入っておりますが、利息を消す予定でございました。何故、この二つが今回、積みましたかといいますと、高齢化ということと介護保険、医療保険、そういったものも今後非常に不透明で、且つ社会保障費は国が毎年一・三兆円増額するというふうに膨らんでいくのは、小値賀町でも想定しなければいけないだろうと、そういった中で色んな福祉サービス、高齢者向けの福祉サービスをする、若しくは一般の福祉サービスをする、そういったことでは、この基金は有効に活用できるんじゃないかというふうに考えて積み増しを考えました。それと、社会体育施設整備基金につきましても、総合運動公園も建設後、もう十年以上なっております。そういった中では、場合によっては今後、維持補修の経費が掛かるだろうと、そういうことでこの辺りにも予算を積んでおります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） ちよっと聞き損じましたけども、それ全部、基金の現在高は出していただけですね。

それと、総務課長、五千万の内の四千七百二十六万八千円は、これは一応、一般財源じゃないですから、ただその減った分は構いません。事業費が減ったの充当でしょうから。ですから、民都機構から二百七十三万二千円は、そのまま町のあれに残っていいんですかね、返さんでいいんですか。ちよっと、私の勘違いか知りませんが…。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

今回、この前も全協の方で説明したかと思えますけども、この分、この古民家再生事業に使う民都機構からの金は二千万円でございます。現在、これも含めまして三千万円残っております。これはまた、あらゆる民間の活力を生かそうということで、他の事業があれば、それに活用していただくということで、それを今の時点で返還するということはありませ

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 何か、年数が限られているんじゃないですか、何年間か…。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（西村久之） これも、この前、町長の方から答弁があったと思いますが、普通、五年間ということだったんですけれども、それを越しても一応、良いというようなことを町長が上京した折に聞いて来ておりますけれども、一応、目安としては五年間というふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 十八頁の五目、十八節の備品購入費、地上デジタルテレビ等購入費の減額の理由をお願いします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

この地上デジタルテレビの購入費につきましては、入札を行いましたので、その入札による減額でございます。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） ということは、地元の業者を勿論、使ったとは思いますが、その内容について、もう少し詳しく。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

これは、地元の三業者をしまして、見積入札をさせた結果が、こういうふうな状態ということでございます。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 話に、ちよつと私も色々相談を受けまして、聞いたところによると、一円でも安いというような入札の仕方をしたそうです。これは財務規則にもあって、その通りにしたということなんですけれども、非常に、取った人間も取られた人間も悔しい思いをしないとというような話です。もう少し、血の通った法規の適用も出来はしないのかなというのが、私の考えなんですけれども、これを町長は、どうお考えですか。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 町長室もですね、私は「新しいのではなくても良いんだよ。」というふうには言ったんですが、そういう時、業者にですね、そういう噂がちよつと私も聞いたもんですから、確認をしましたが、「そういうことはない。」と、

御陰で小値賀の業者をですね、指定して、そして「御陰で助かりました。」ということはお礼は言われましたが、苦情は言われておりません。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 一円入札は良いんですけども、これを徹底すると全てに全部入札をせんばいかんというようなことな
んです。ただ、業者がですね、小値賀町の内部の業者が取る人間、取られた人間、そして一台、二台なら、それは仕方ない
ということがありましようけども、これが何十台にも及ぶということになるとですね、非常に、取った業者も一円で安い、
しかし利益が中々出ない、取られた業者は、尚且つ、話にならないというふうなことには、なりはしないかというのが私の
感想です。全て一円入札で、全ての業者に対して色んな面に亘って入札をさせれば、それは安い、安く財政的なゆとりが出
るかもしれません。しかしですね、町の立場としてですよ、町民が潤うことも一つの大きな施政方針ではないかというふう
に私は考えます。何か方法が無かったのか、その方法については検討したのか、その辺の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 総 務 課 長

総務課長（西村久之） お答えします。

事業でも、何々工事でも、何々建設工事でも一緒ですけども、予め、例えば、話し合いをして、どこの業者にはA、ど
この業者にはB、どこの業者にはCというふうな、それを昔、今でもそうでしょうけど、談合と言っていると思うんですけども、
その公平入札の原則というのがあります、中々、その談合というのは公共工事、公共事業にとっては、私は出来ないもの
だというふうに感じております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 要するに、「談合をせろ。」という訳じゃない。町民がですね、自分達の町の予算を使って、そして
皆がそれなりにやっついていくような、そういう仕組みを少しは考えたのかということなんです。「定価以上の物を買え。」と
いう訳じゃない。定価から割った金でも、普通、定価つちゅうとがありますから、それを割った金で取り引きをするとい
うことも、一つはあるんじゃないかと思えます。それ以上の、例えば、定価以上の金額で買うということになればですね、そ
れは町民に被害を与えるという意味で、少しおかしいという話にはなりますけども、定価以下の話であればですね、町内の
業者が全体が潤うというような視点もですね、必要ではないかというふうには私は考えます。

議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

―	休憩	午前	十時	四十二分	―
―	再開	午前	十時	五十分	―

総務課長

議長（横山弘藏）　再開します。
総務課長（西村久之）　お答えします。

この地上デジタルテレビの購入につきましては、地元で調達できるものは地元の業者に取らせるということで、地元の三業者を指名して、それで入札をさせていただきました。入札の仕方におきましては、町の財務規則に沿って、これからもやっつけていきたいと思えますので、それでご了承下さい。

議長（横山弘藏）　ほかに質疑はありませんか。

浦　議員

五番（浦　英明）　企画費についてお尋ねします。

この、しま暮らし体験ツアー委託料が二十三万八千円、減額しておりますけれども、この内容を尋ねます。

議長（横山弘藏）　総務課長

総務課長（西村久之）　お答えします。

これは、しま暮らし体験モニター事業といまして、福岡を中心に小値賀をアピールしてUターン、一ターンに繋げようという事業でございますけれども、この委託料の二十三万八千円が減額になった理由につきましては、その応募した人数ですね、来る人数の減によって減額をさせていただいております。

議長（横山弘藏）　浦　議員

五番（浦　英明）　このモニターツアーを一応、企画して、実施して、どのような感じですかね。極端に言うたら、今後、増えてくる可能性がある、或いは減るとか、そしてまたUターン、一ターンが増えるのではないかとか、そういったその感想なりあれば聞かせていただきたいと思えます。

議長（横山弘藏）　総務課長

総務課長（西村久之）　お答えします。

出席していただいた方からの印象的には、もの凄く良かったという印象を受けておりますけれども、これがまた極端に増え

るかどうかというの、未確定要素もありますけども、ロコミで、もしそれが広がれば幾らか増えるのではないかなというふうに予測しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第三款・民生費

松永議員

九番（松永勇治） 二十三頁です。二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費、二十節・扶助費、子ども手当は今回百二十三万五千円を減額、二千四百五万五千円の計上となりますが、その財源内容を見るとですね、国庫支出負担金が一千六百八十六万三千円、これは負担率七〇・一％、県負担金、二百六十五万円で負担率が一一・〇％、町一般財源が四百五十四万二千円、負担率一八・九％、以上、これ間違いございませんか。今の数字に。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

こちらで算定しているですね、直接の子ども手当費という部分に関しては、多分、児童手当とかそういうものが混じっているためにですね、今の金額が大きくなっているんだらうというふうには思いますけども、実際の子どもの手当だけを抜き出しますと、全体の事業費が二千二百六十五万五千円で、国庫支出金が一千六百八十六万三千円、県支出金が二百六十五万円、一般財源が二百六十五万二千円というようなことでやっております。町といたしましては、県と同じ負担をしているというような状況です。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 今回ですね、子ども手当が百二十三万五千円引きますと、この二千五百二十九万円から百二十三万五千円を引きますと、二千四百五万五千円になるわけですね。それに対して、国庫補助金、県補助金も見ますとですね、今度の補正を見ますと、さっき言うた私の数字になるわけですけど、県負担金は、国庫負担金が一千六百八十六万三千円、県負担金が二百六十五万円と合わせますと、一般財源は四百五十四万二千円、注ぎ込まんと、この二千四百五万五千円にはならんわけですよ。私は子ども手当というのは、国、県の補助金で十分あれすのかと思いましたが、一般財源が明日の

当初予算でも、今度ちよつとお尋ねしますけど、ちよつと、あんまり一般財源が多いんじゃないかなという感じがするわけです。それでですね、それはもう仕方ありませんので、もうそれで良いですが、三歳未満児と中学卒業までの子どもの対象人員とですね、それぞれの支給額をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

零歳から三歳未満の被用者保険の部分ですけども、これが実支払い人数が百十九人で、必要額といたしまして百五十四万七千円、零歳から三歳未満の非被用者の部分が百六十八人で二百十八万四千円、それから三歳から小学校終了前の子どもが七百十一人で九百二十四万三千円、三歳から小学終了前が、これは第三子以降なんですけども、二百三十六人の三百六万八千円、それから中学生が四百七十一人の六百十二万三千円、合計で二千二百六十五万五千円というようなことで、今のところ算定をいたしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

土川議員

三番（土川重佳） 二十三頁の今のところですけども、十八節・備品購入費でAEDですね。これを今、町の公の施設に何箇所あるか把握は出来てますかね。心臓マッサージの、あの…。何箇所、置いていますか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 住民課では、大変申し訳ないんですけども、把握している所は、この部分は保育所の方に置いているというところで、他の現在AEDの配置については、申し訳ありませんが、町全体としての配置は把握いたしております。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	五十九分	—
—	再開	午前	十一時	零分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

土川議員

三番（土川重佳） このAEDを設置しているわけですけども、実際にこの使用ですね、ちよつと学校の先生等からにも、ちよつと、この使用法ですね、咄嗟の時の、いざそれをどういうふうに使うかも知らんちゆうことで、前、以前に言われた

こともありまして、町の方では、そういう講習会かね、そういうことも出来ないのかということ。お尋ねします。どっちでもよかです。教育長の方、お願いします。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） 教育委員会関係でお答えをさせていただきます。

教育委員会関係では、学校等、置いておりますけども、社会教育の方で、夏前にAED、この除細動何とかですね、を使った講習を消防署の方から来ていただいて、うちの方では行なっておりますけども、他の設置場所がどうかということは、残念ながら私の方では答弁はいたしかねます。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

保育所に設置した時には、消防署の方から来ていただいて、その中で先生達に指導を受けております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立 石 議 員

八番（立石隆教） 一目、二十八節・繰出金でございますが、ここで介護保険の特別会計の繰出金、三百九万四千円、減額でございます。あの内容をどのように分析をしているかということについて伺います。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

介護保険につきましては、介護サービス給付に伴う部分の、町が負担する部分がありますので、そういう負担率に応じてですね、はじております。介護給付費につきましては、今のところ見込みとしましては三千八百二十八万八千円、地域支援事業費、これは介護予防でございますが、これが六十二万九千円、地域支援事業費、包括任意事業が百万七千円、事務費が二百八十八万五千円、その他、地域支援事業補助金対象枠外分が二百四十二万四千円という見込みでありますので、それに伴いまして、今回、三百五十五万八千円を減額させていただいております。この大きな内容につきましては、グループホームを途中から開設できるというようなことで、予算を組んでおりましたけども、それがずれ込んで最終的には四月以降の開設になるかというふうに思いますので、そういう部分がこの金額に影響しているものというふうに判断しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 次に移ります。

第五款・農林水産業費

宮崎議員

一番(宮崎良保) 畜産業費のことで、ご質問をいたします。

この中の補助金の中で、肉用牛経営規模拡大事業補助金が百七万六千円減額をされております。

それと、一番下の小値賀牛発育向上確立支援補助金百万円が減額になっております。この内容の説明をお願いいたします。

議長(横山弘藏) 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹(蛭子晴市) お答えいたします。

まず、第一問ですけれども、肉用牛経営規模拡大事業補助金ですけれども、増頭奨励金としまして、一頭増頭した場合に四万五千円という奨励金を出しております。その四十頭見込んでおったわけなんですけれども、実績見込みで二十頭ということ、約九十万円減っております。それと、利子補給がありまして、それと合わせて百七万六千円の減額ということ、上げております。

また、小値賀牛発育向上確立支援補助金ですけれども、本年度一年間の事業としまして、子牛の飼料であります「スタート」に対して、一体当たり五百円を補助するという事業でした。当初見込みとしましては、親牛の頭数から産まれるであろう子牛を算出しまして、それに子牛の育成基準というのがありますので、それに基づいて支給するというところで予算をとっております。実際、この支給というか、食べさせているわけなんですけれども、この「スタート」というのが、中々食いつきが悪いということ、今までも必要だということは生産者は分かっておったんですけれども、中々、食わせきれないということ、こういう補助事業を考えた訳なんですけれども、それでも、こちらが考えていた七〇%ぐらいしか食べさせることが出来なかったということで、あと約三〇%分がこういう形で残っております。その分、今回の補正で落としたいというふうには考えておるわけですけれども、これは子牛を作る上で大切な作業ですので、今後とも生産者の方には、この「スタート」が大事だということをですね、伝えた上で子牛の飼育に役立ててもらいたいというふうにご考えております。以上です。

議長(横山弘藏)

ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番(伊藤忠之) 今の関連質問で、肉用牛経営規模拡大で当初から四十頭から二十頭減ったというようなことですね、

主な理由は何でしょうか。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

小値賀の肉用牛を増やそうということ、六百五十頭運動というのを行なっております。その後、それを達成したものですから、次には八百頭増頭運動ということで行なっております。そういうことで、年々増えて来たわけなんですけれども、近頃の高齢化で牛の畜産を辞めていく人もまた近頃増えております。若手は幾らかずつ伸ばしておるんですけども、高齢者が減っているということ、増頭に中々繋がらなくなっております。そういう点で、この奨励金の該当者というのが、こちらが思っていたよりも減ったということです。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第六款・商 工 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・土 木 費

立石議員

八番（立石隆教） 一目、二十八節の繰出金のところで、五百二十六万一千円の減額、下水道事業特別会計の減額、これのどのように、当初、考えた見積りから、これが減額するという状況に至っておるわけですけれども、どのように中身を分析しておられるのかということについて伺います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

下水道の特別会計の方で、一応、下水道の使用料を当初二千二百十五万九千円程度見込んでおったんですけども、今年度の状況を見ますと、二千二百九十七万三千円程度入る予想をしております。そういう中で、過年度分の使用料も含ままして、二千三百二十一万三千円程度見込んでおります。そういう関係で、一般会計繰入金を減額ということで計上させていただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） この科目ではないんですけど、当初予算の折にですね、二目の住宅建設費を工事請負費で科目設置をしておったわけなんですよね。これが一号から七号まで見たんですけども、計上されていないので、これはもう工事をしないのかどうか、そこ辺りをお尋ねします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	十七分	—
—	再開	午前	十一時	十八分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この住宅建設費の工事請負費ですけれども、工事請負費で建設する予定は、今のところありません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 二目の景観計画費の中で、財源の組替えが出されておりますけれども、その他の中身をお知らせ下さい。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

宝くじの基金配分金を充当しております。

議長（横山弘藏） 土木費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・消 防 費

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 一項、一目・非常備消防費ですが、十九節の負担金の中で、広域消防事務負担金が減額されております。

これ本年度分の負担金は全部で幾らになりますか。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（西村久之） 四千九百六十八万四千円です。

議長（横山弘藏） 消防費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・教育費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・災害復旧費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質問願います。

立石議員

八番（立石隆教） 先程、聞きそびれました。二款、三項・戸籍住民基本台帳費の二目・住民基本台帳ネットワーク費のところで、委託料が百十五万五千円出ております。これは、基本台帳法の改正対応業務ということですが、この改正の内容を伺います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この住民基本台帳法につきましては、財政課長からも説明がありましたように、外国人も日本人と同じような感じで、住民基本台帳に登録するというようなことが、平成二十四年の七月から実施されることとなりますので、それに合わせまして平成二十二年度と二十三年度に分けてシステムの改修をする必要がございます。今回の予算計上の内訳でございませうけれども、システム分析影響度調査分が四十二万円、それからシステムの概要の設計、今後どういうふうにするかというふうなことで、データベースの概要設計とか住民記録システムの概要の設計、そういった諸々のどういうふうなことでやるかというふうな部分での設計でございませうが、それが七十三万五千円というふうなことで、県の方からの指示では、この事業費につきましても、交付税で一応、算定するというふうなことは言われておりますけれども、そういうふうなことで今年と来年に分けてシステムの改修が必要ということになります。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） これについては、交付税の措置ということですが、その中に、これは一応、ここには委託料として上がってきてますが、職員の研修とかつていうことも同時に必要になってくるのかなと思うんですが、そうしたものの旅費等も、その交付税に算入してくれるんでしょうか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

今のところ、こちらの方に通知が来ているのは、このシステム改修に係る部分のみをですね、そういう交付税の対象にするということ、基本的には、先程、言われますように、打ち合わせの旅費とか或いは法律改正に伴う旅費、そういったものが必要になるといふふうには思いますが、今のところ、そういう部分に関しては交付税で見るといふような通知は受けておりません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 全体的にちよつとお聞きいたします。

一応、補正予算で上がった予算とか、当初予算で上がった予算とか、結構、事業をしないでそのまま減額している予算が結構あります。この点につきまして、見直してこの事業をやらなくなったのか、その内容を、一応、ご説明をお願いします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 午前 十一時 二十六分 —

— 再開 午前 十一時 二十六分 —

議長（横山弘藏） 再開します。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 金額が小さいものですから、最初、総務課の方からいけば、国際交流事業補助金、それから空港費で港利活用検討会旅費補助金、そして住民課の衛生費で、最終処分場地下水水質検査手数料、これもそのまま減額されています。それと、農林水産業費、二項の林業費で松くい虫防除二百十万円、これもそのまま減額されています。それと、農林水産業費で三項の水産業費、これも二十二節の補填三十五万、これもそのまま減額されています。それと、商工費の中で一項の商工費、これの十五節、野崎エリア解説板整備事業、これもそのまま七十五万減額されています。そういうとを含めて、どういふふうな考えで、こういう減額したんでしょうかと思えます。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

纏めてということでございますけれども、実際にはそれぞれ細かい事情があるかと思えますが、例えば事業をしなかった

というケースが何件かあります。国際交流の補助金、それから野崎のエリアの問題、看板の設置の件とか、それぞれに他にその事業をする必要が無くなったケースもございまして、やむを得ず事業が出来なくなったというケースもございまして、それぞれ詳しくということになりますと、各担当課になるうかと思えますが…。

議長（横山弘藏） 岩坪議員

六番（岩坪義光） それなら、一応、詳しく聞きます。

それなら総務課の方から聞きます。企画費の方ですね、さつき国際交流事業費、これの十五万円減額になっておりますけれども、これは一応、パンテリアとの交流事業ということで、一応、補正一号で十五万、上がっております。減額ということは、この事業はしないということですか、それとも後でまた見直すということでしょうか。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

これは、国際交流事業といまして、今年度だけですけれども、上海との万博の関係がありまして、「日中友好の発展に寄与するために積極的にして下さい。」ということ、予算を上げておりましたけれども、今年度、行っていないということですね。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

総務管理費の空港費も聞かれましたので、補助金の十三万五千円、これは空港の利活用ということで当初、岡山空港の方へ利活用の検討会に行ったらということ、予算を組んでおりましたけれども、その後、皆さんもご承知のとおり、佐賀航空との協議等がありまして、この分が不用になったということ、減額をさせていただきました。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 二十五頁の清掃費の件でお答えいたします。

最終処分場の地下水水質検査手数料が三十六万三千円、そのまま減額をさせていただいておりますが、これはダイオキシンの検査を年に二回行なっているとありますが、在地区のポンプの所の水を検査いたしておりますけれども、この在地区のポンプが故障して利用できませんので、水を汲み上げることが出来ません。そういうことで、町としては

歳入のところでは図書に対する寄附という数字がそのまま入ってきているんで、これは、それをスライドさせて図書館の図書購入費の方に入れて、そして財源の調整をしたのかなとれるんですが、そうなのかどうか伺います。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

図書購入費で一応、三百万、当初組んでおります。その中にその三十万をですね、充当したという形で予算措置をしております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 以前にもですね、そういう方向がきちんと決めておられるのであれば仕方ないと思いますが、以前にも聞いたんですが、図書購入費を寄附をされる方というのは、町が最初にその当時は百万でしたけども、図書購入費を百万とした中でですね、いざれ図書購入費の寄附があるだろうなと思って、そういうふうに百万としていないんだと。町において百万なり、今度の場合、三百万ですが、三百万で図書の充実をしようと考えているのであれば、その別個に、どんなかが「図書購入費として使って下さい。」と言うなら、それはプラスにするべきだということですね、私は指摘をして、「そうします。」ということを私は聞いたような記憶があるんです。それで今回は、それであれば、今の答弁であれば、それをぶっ込んでるといえるのは、方針の転換かなというふうに思ったものですから、それはどうなっているのかなということ、お伺いします。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

実際、寄附者のご厚意ということで、本来ならば三十万をこうやって別枠ですね、計上するべきだと私も思います。そうした方が良いと思いますけど、財政と打ち合わせの中で、臨時交付金辺りをですね、二十二年度で三百万、前年度ですね、交付金で充てたということもありまして、実際、方向転換と言われればそれまでなんですけど、図書購入費に多額の予算を充てているから、充当という形で計上させていただきました。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 私は、理念というか、ものを考え方で基本になるものの考え方はブレてはいけないというふうに思って

おります。ですから、便宜上、「今度、お金沢山使うようになったんで、そっちの方に回させていただきました。」というのは、根拠としては非常に薄いといえますか、人を説得できない。方針の転換のための説得の材料にはならないというふうに思いますし、三百万の図書購入費というのは、あそこに移転する時に図書の協議会の皆さんを説得する材料として出したということもですね、漏れ伺っておりますから、それは当然のこととして三百万、組まなきゃいかんのですから、それを「増えたんで寄附の方をここに入れさせて下さい。」というのは、それは少しご都合主義じゃないかなというふうに思いますかね。そこはどうなんですか。財政の方に聞くべきかな？

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） お答えいたします。

ご指摘、誠にありがとうございます。議員おっしゃるとおり、寄附者の善意を考えれば、考え方は当然でございますので、次年度以降、こちら辺はよく考えながら予算措置の方は財政の方とも打ち合わせを当然しなければなりませんけども、寄附者のご意思を無駄にしないような予算措置を、次年度以降はさせていただきたいと思えます。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

松 永 議 員

九番（松永勇治） 今の立石議員の考え方に、私も全く同感です。寄附された方の気持ちはですね、今、大体、債務負担行為と一緒に、もう大体、年間三百万ずつ整理していくぞということ、始めから計画されておるわけです。ですけども、寄附する方はですね、「図書を買って下さい。」と言うわけですから、それを寄附されたものを財源に充ててですね、支出の方は図書の購入費は上げないというふうなことは、私は立石議員の考えと全く同感です。賛成です。そういうことで、一つ今後はですね、寄附された方の気持ちをあれるためにも、予算を見てですね、今、三百万あるうちゆうことは、寄附された方は分かっとるわけです。ですから、「これは上乘せされるんですか。」と私も聞かれました。ですけど、財政課長にちよっと聞いたらですね、「いや、財源にして一般財源をそのくらい減額するんだ。」と、「ああ、そうですか。」ということ、とでしとききましたけど、今、立石議員が言われましたので、私もそのように考えておりますので、今後よろしく願います。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） ご指摘のとおりでございますので、先程も申し上げましたけども、寄附者のご意思を無駄にしないよ

うな予算措置の考え方でいきたいと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『繰越明許費』についてご質疑願います。

松永議員

九番（松永勇治） きめ細かな交付金、それに、住民生活に光をそそぐ交付金に係る事業が、ここに「繰越明許」に上がったきておるわけですけども、早い時期の完成が望まれますけどもですね、この事業の中で、すぐ出来るものと箱の物なんかは中々簡単にはいかないでしょうけど、大体、予定としてどのくらい、何月頃までに完成、全部出来るのか、お尋ねをいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

一応、出来るものはですね、既に設計委託とかそういうものが出せるものについては、今現在、設計委託で準備を進めております。それで、ご存知のとおり、きめ細かな交付金事業とか臨時財政交付金事業がですね、かなり増えております。工事関係が増えております。そういうことで、小値賀の工事業者さんですね、かなり手持ちでバタバタしているところですけども、そういうことで、一遍に早く出しても中々その消化が出来ないというところもありますので、この内容を見ながらですね、例えば、診療所の看護師住宅とかですね、急ぐものについては、優先順位を考えながら発注していきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 『繰越明許費』、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第八号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第七号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第八号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第七号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第八号、平成二十二年度小値賀町一般会計補正予算（第七号）は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第九号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（吉元勝信） 議案第九号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）について、説明いたします。

この度の補正は、実績見込みによる保険給付費、後期高齢者支援交付金、共同事業拠出金の減、それに伴う国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の財源調整が主なもので、第一条は、第一表に示しますとおり、既定の予算から歳入歳出それぞれ二千三百七十四万七千円を減額し、予算総額を五億二万七千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により概要を説明いたします。

七頁ですが、第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税を三十四万一千円増額。二目・退職被

保険者国民健康保険税を十四万七千円減額し、補正後の国民健康保険税を七千八百十四万七千円としております。これは、最終の収納見込額を計上しております。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金を一千二百二十二万七千円減額、三目・高額医療費共同事業負担金三十五万八千円増額、四目・特定健康診査・特定保健指導負担金を三十二万五千円増額し、補正後の国庫負担金を八千四百二十六万円としております。同じく、二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金は、普通調整交付金を三百二十万二千円増額、特別調整交付金を五十万八千円減額し、補正後の国庫補助金を四千三百八十五万七千円としております。これは、県でのヒアリング確定後の金額を計上しております。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金を一千百五十五万円増額し、療養給付費交付金を二千八十三万四千円としております。

第五款、一項、一目・前期高齢者交付金を三百九十四万円減額し、補正後の前期高齢者交付金を九千九百十八万四千円としております。

第六款・県支出金、一項・県負担金、一目・高額医療費共同事業負担金三十五万八千円増額、二目・特定健康診査・特定保健指導負担金を三十二万五千円増額し、補正後の県負担金を五百三十三万二千円としております。同じく、二項・県補助金、一目・財政調整交付金は、財政調整交付金を六十七万二千円増額、特別調整交付金を三万六千円減額し、補正後の県補助金を二千五十三万九千円としております。

第七款、一項、一目・共同事業交付金を二百五十四万五千円減額、二目・保険財政共同安定化事業交付金を二千九百八十五万二千円減額し、補正後の共同事業交付金を四千九百八十八万二千円としております。

第八款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・利子及び配当金を十三万円減額し、補正後の財産運用収入を十二万七千円としております。

第九款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金を四十六万円減額し、補正後の一般会計繰入金を二千四十六万九千円としております。同じく、二項・基金繰入金、一目・財政調整基金繰入金を一千二百六万九千円増額し、補正後の基金繰入金を一千四百七十八千円としております。

第十一款・諸収入、二項、一目・雑入を五十九万八千円増額し、補正後の雑入を六十万一千円としております。

次に、歳出について、説明いたします。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費を九十六万三千円増額、二目・連合会負担金を二十七万三千円減額し、補正後の総務管理費を五百万六千円としております。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費を三百七十五万九千円減額、二目・退職被保険者等療養給付費を三百六十一万円減額、三目・一般被保険者療養費を二百七十八万一千円減額、四目・退職被保険者等療養費は財源組替でございまして、補正後の療養諸費を二億五千七百十六万一千円としております。同じく、一項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費は、財源の組み替えでございまして、二目・退職被保険者等高額療養費を百五十五万円減額し、補正後の高額療養費を三千二百七十一万一千円としております。同じく、三項・移送費、一目・一般被保険者移送費を十万一千円増額、二目・退職被保険者等移送費を八万円減額し、補正後の移送費を五十万一千円としております。二款については、いずれも現時点での実績に残りの分を推計して算出したものでございます。

第三款、一項・老人保健拠出金、並びに第四款、一項・前期高齢者納付金は、いずれも財源組替でございまして。

第五款、一項、一目・後期高齢者支援金を九百三十七万円減額し、補正後の後期高齢者支援金を五千二百三十九万五千円といたしました。

第六款、一項・介護納付金は、財源の組み替えでございまして。

第七款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金を百四十三万五千円増額、二目・保険財政共同安定化事業拠出金を三百二万円減額し、補正後の共同事業拠出金を八千六十九万四千円としております。

第八款・保健事業費、二項・健康管理センター事業費は、財源組替でございまして。

第九款、一項、一目・特定健康診査・特定保健指導費を二十二万五千円減額し、補正後の特定健康診査・特定保健指導費を六百八万七千円としております。

第十款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金を十三万円減額し、補正後の基金積立金を十二万七千円としております。

第十二款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金、六目・出産育児一時金補助金返還金を十六万円増額し、補正後の償還金及び還付加算金を一千三百三十九万六千円といたしました。同じく、三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第九款・繰 入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第十一款・諸 収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・保険給付費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・老人保健拠出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第四款・前期高齢者納付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第五款・後期高齢者支援金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第六款・介護納付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第七款・共同事業拠出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第八款・保健事業費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第九款・特定健康診査・特定保健指導費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松永議員

九番（松永勇治） 七頁です。国民健康保険税ですね、一目・一般被保険者国民健康保険税の四節、五節、六節、それと二目の退職被保険者等国民健康保険税の四節と五節、これがですね、この補正をした後の滞納繰越額を教えてください。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

国民健康保険税は、各節、纏めて健康保険税として集めるものですから、トータルでお話させていただきたいと思っておりますけれども、二十三年の二月末現在で、滞納額が二十四万八千三百七十七円ございまして、二十二年度中に滞納分を徴収した額が百十万二千九百五十円でございます。率でいきますと、約四・九三%になるかと思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 確認ですが、これは一目と二目を合わせた金額ですね、そしてそれが二十四万三千円あるということですか。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

徴収した額が、今の一目、二目の滞納分、合わせたところで百十万二千九百五十円でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、二十四万三千円から百十万二千円かな、を引いた額が今残っておるつちゆうことですか。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

決算、ちよつと数字が微妙に変わるのですけれども、一つは滞納額の調定額が少し変動しておりますので、実際に整理して申し上げますと、二十一年度末滞納額が二百十九万一千八百八十七円ございました。そして、実際に納付した額が、失礼しました。百四万三千八百五十円でございます。それを差し引いた残りが結局二千十四万八千三十七円、未だ滞納として残っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、今現在の滞納分は二千十四万八千円ありますということですね。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） おっしゃるとおりでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第九号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第九号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決

されました。

日程第四、議案第一〇号、平成二十二年度小値賀町老人保健特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（吉元勝信） 議案第一〇号、平成二十二年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）について、説明いたします。

この度の補正の内容は、事業の運用がないために閉鎖を行うことに伴う精算に係る予算変更でございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ九千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一万四千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁ですけど、第一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金を二千円減額、二目・審査支払手数料交付金を二千円減額し、補正後の支払基金交付金を零円としております。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金を一千円減額し、補正後の国庫負担金を零円としております。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金を一千円減額し、補正後の県負担金を零円としております。

第五款、一項、一目・繰越金を一万二千円増額し、補正後の繰越金を二十一万円としております。

第六款・諸収入、一項、二目・雑入を三千円増額し、補正後の雑入を四千元としております。

次に、歳出ですが、第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費を一千円減額し、補正後の総務管理費を零円としております。

第二款、一項・医療諸費、一目・医療給付費を十万円減額、二目・医療費支給費を十万円減額、三目・審査支払手数料を一千円減額し、補正後の医療諸費を零円いたしました。一款、二款とも現在のところ該当がない旨通知が来ております。

第三款・諸支出金、一項、一目・償還金を二千円増額し、補正後の償還金を四千元いたしました。同じく、二項・繰出金、一目・一般会計繰出金を二十万九千円増額し、補正後の繰出金の額を二十一万円いたしました。

老人保健事業は、平成二十年度からの後期高齢者医療事業への制度移行により、その業務が老人保健医療費の精算となっております。平成二十年度、二十一年度は該当がありました。が、今年度は該当がない見込みであり、今後そのような状況で、また、その業務が一般会計でも可能でありますので、精算で残った分は、一般会計への繰り戻しを行い、今年度で特別会計業務を閉鎖したいと考えております。

以上、補正予算の内容を説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・医療諸費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一〇号、平成二十二年小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第一号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一〇号、平成二十二年小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第一一号、平成二十二年小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第三号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(吉元勝信) 議案第一一号、平成二十二年小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第三号)について、説明

いたします。

この度の補正の主な内容は、介護保険給付費の見込みによる減額で、それに伴う国費・県費・支払基金交付金等の調整でございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ二千三百二十六万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億六千三百三十六万九千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁ですが、第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金を五百四十一万七千円減額し、補正後の国庫負担金を五千三百万円としております。同じく、二項・国庫補助金、一目・調整交付金を百八十三万九千円減額し、補正後の国庫補助金を四千二百三十三万七千円としております。

第五款・県支出金、一項・負担金、一目・介護給付費負担金を三百五十二千円減額し、補正後の県負担金を四千六百三十八万四千円としております。同じく、三項・県補助金を二万円減額し、補正後の県補助金を三千二百九十九万七千円としております。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金を八百八十八万八千円減額し、補正後の支払基金交付金を九千二百二十一万八千円としております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金を三百二十五万八千円減額、四目・その他一般会計繰入金を十六万四千円増額し、補正後の一般会計繰入金を四千五百八十一万六千円としております。同じく、二項・基金繰入金、二目・介護保険給付費準備基金繰入金を百三万四千円減額し、補正後の基金繰入金額を七十七万一千円としております。

第八款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・基金運用収入は、基金利息二千円の減額で、補正後の財産運用収入を六千円としております。

第九款・諸収入、四項、四目・雑入を六千円増額し、補正後の雑入を一万円としております。

次に、歳出ですが、第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費を二万七千円減額し、補正後の一般管理費を三千二百四万八千円としております。同じく、三項・介護認定審査会費、二目・認定調査等費を三十万九千円増額し、補正後の介護認定審査会費を三百九十七万九千円としております。

第二款・保険給付費は、いずれも実績見込みによる補正でございまして、一項、一目・介護サービス等諸費は二千三百八十六万八千円を減額し、補正後の介護サービス等諸費を二億六千八百八十二万九千円としております。これらの大きな要因は、グループホームの開設が遅れたことに伴うものです。同じく、二項、一目・介護予防サービス等諸費は、九十五万二千円増額し、補正後の介護予防サービス等諸費を一千八百八十三万七千円としております。同じく、四項・高額介護サービス等費、三目・高額医療合算介護サービス費を二十四万四千円増額し、補正後の高額介護サービス等費を八百二十二万四千円としております。同じく、五項・特定入所者介護サービス等費、一目・特定入所者介護サービス費を八十六万三千円減額、三項・特定入所者介護予防サービス費を三万六千円増額し、補正後の特定入所者介護サービス等費を一千九百九万三千円としております。

第五款・地域支援事業費、一項、一目・介護予防事業費を十九万二千円増額し、補正後の介護予防事業費を六百三十一万八千円とし、同じく、二項・包括的支援事業・任意事業費は、一目・包括的支援事業費十四万四千円減額、六目・介護予防サービス計画費九万六千円減額し、補正後の包括的支援事業・任意事業費を八百八万五千円としております。

第六款、一項、一目・基金積立金は二千円減額し、補正後の基金積立金を六千円としております。

第七款・諸支出金、一項、一目・償還金は七千円増額し、補正後の償還金を五十三万一千円いたしました。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・繰 入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・諸 収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・地域支援事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・諸 支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

八番（立石隆教） 十頁の五款の地域支援事業費でございますけれども、その六目・介護予防サービス計画費ということで、委託料が減額補正になっております。説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

立石議員

地域包括支援センターの運営業務につきましては、『値賀の里』の方から職員を派遣していただいております。その方の人件費諸々について委託料を支払っているわけですが、今回は配分を少し弄りましたので、そういうような関係でこの部分の金額が九万六千円減ったというようなことでございます。この『値賀の里』から派遣していただいている職員の方の人件費については、色んな部署で按分をさせていただいておりますので、そういう流れの中で、少しこういう増減があったりとかするような状況になっております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 委託料というものの性質からいうと、当初に一応そういう計画を立ててですね、これでお願いしますよというのには委託ということになるのかなと思えばですね、未だ、あと何日もあるわけですから、その中でまた変更するというのは如何なものかなと思つたもんですから、それは『値賀の里』の方とは十分な、一方的じゃなくて、そういう話はきちんとされてるんですね。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

基本的に派遣をしていたらいたる方の人件費が変動したりとか色んなことも有り得ますので、そういう時にはお互い協議の上にてですね、そういう契約についての履行については確認している、そういう状況でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 全般的にということですので、全般的に質問をいたします。

介護従事者の処遇改善等によりまして、給料等がアップしたようで、しかし、働く人の中にはですね、その実感が無く、都会では割に合わず処遇もままならず、辞めていくような人が多いというふうに聞いておりますが、当町の介護保険の現場はどうなのか、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

介護従事者処遇改善臨時特例基金というのがございまして、そういうような介護報酬を一部上げることによりまして、働く人の給料を上げる、そういったものに充当するための基金でありまして、県の方からは事業所の方にそういうような措置

をとったので、給料改善、そういったものに役立てて下さいという指示はいつてるといふふうを考えております。

当町の状況ですけれども、大変申し訳ありませんが、そういう働く人の実態については把握をいたしておりますが、介護報酬については見直しがあつておりますので、その部分に関しては、事業所の収入増には繋がっているといふふうを考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一号、平成二十二年小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一号、平成二十二年小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第一二号、平成二十二年小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(吉元勝信) 議案第一二二号、平成二十二年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第二号)について、説明いたします。

この度の補正の内容は、健康診査費に係る予算変更でございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ六万二千元を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三千九百三十九万七千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁ですけども、第六款・諸収入、四項、一目・受託事業収入を六万二千元増額し、補正後の受託事業収入を七十九万八千円としております。

次に、歳出ですが、第一款・総務費、三項、一目・健康診査費を六万二千元増額し、補正後の健康診査費を六十五万四千円としております。

以上、補正予算の内容を説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(横山弘藏) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第六款・諸 収 入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一二号、平成二十二年小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第二号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一二号、平成二十二年小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第二号)は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第一三号、平成二十二年小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第二号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(升水裕司) 議案第一三号、平成二十二年小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第二号)の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で事業収入の増額とそれに伴う繰入金の減額を行なっています。歳出では給与改定に伴う人件費の減額による補正が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ十万円を減額し、補正後の総額を八千四百三万五千円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料の百六十二万円増額は、これまでの実績により推計し、現年度分百五十万円、過年度分十二万円を計上しております。これにより、一項・使用料及び手数料の補正後の総額を五千四百八十九万円といたしました。二項、一目・工事収入、一節・受託工事収入四十五万円の増額は、実績により新設、改良で増収が見込まれますので計上しております。これにより、二項・工事収入の補正後の総額を六十万円といたしました。四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金は二百七十七万円減額し、一項・一般会計繰入金の補正後の総額を二千五百九十万二千円といたしました。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節、三節、四節は、給与改定に伴う人件費の変更でございす。これらにより、十万円減額し、一項・総務管理費の補正後の総額を三千七百七十三万円といたしました。

以上、平成二十二年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

議長（横山弘藏） 再開します。

歳出に移ります。

第一款・総務費

	休	午	二	五	
再	憩	後	時	分	
開		後			

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一三号、平成二十二年小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一三号、平成二十二年小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決さ

れました。

日程第八、議案第一四号、平成二十二年小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（升水裕司） 議案第一四号、平成二十二年小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で下水道使用料の実績に伴う増額計上と、歳出で農集、公共下水道におけるマンホールポンプ

保守点検業務の精算に伴う委託料の減額計上が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ四百二十万八千円を減額し、補正後の総額を一億八千九百二十三万六千円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料、一節・下水道使用料百五万三千円増額は、これまでの実績により増収が見込まれますので、現年分で八十一万四千円、過年度分で二十三万九千円を計上しております。

これらにより、一項・使用料及び手数料の補正後の総額を二千三百二十一万三千円といたしました。

四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金を五百二十六万一千円減額し、一項・一般会計繰入金の補正後の総額を六千六百七十七万五千円といたしました。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節、三節、四節は、給与改定に伴うものでございます。四目・農業集落排水管理費、十三節・委託料八十一万三千円は、マンホールポンプ保守点検委託業務の入札執行に伴う減額です。五目・公共下水道管理費、十三節・委託料三百三十五万二千円の減額は、四目・農集と同じ理由による減額です。

これらにより、一項・総務管理費の補正後の総額を三千四百三十五万九千円といたしました。

以上、平成二十二年小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）に係る概要をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

立石 議員

八番（立石隆教） 四目も五目も同じ理由で減額補正でございしますが、その入札によるものということでございしましたが、これは業者はどつちも同じで、しかも町内の業者ということですかね。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） このマンホールポンプの保守点検委託業務ということで、出来れば当初、町内の業者さんに出来な
いかということ、ご相談したんですけれども、「ちよつと、出来ない。」ということ、一応、入札を七社ですかね、入札
をかけて競争入札を行ないました。それで、他所の業者ですけれども、これは『九電工』ですけれども、この二つとも同じ
業者です。同じ一件工事で発注しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松 永 議員

九番（松永勇治） これは全般的なこと、ございますけれども、最終補正です、一般会計繰入金、無い会計もありま
すけれども、減額してあるわけですよ。勿体ない財源を最後まで置いて最終的には一般会計の方に返ってくるんで、こ
れを積立金なりに戻しておると思うんですけども、もう少し早めに繰入金のですね、見込みを九月、十二月の議会辺りで
出来れば、他の一般会計に返すことは結構ですが、それを貴重な財源をですね、最終ですから一般会計においても事業も出
来ないし、結局は積立金に持つていくという財源になっていく感じがします。そういうことで、全般、もう少しです
ね、一般会計繰入金は最後に返せばいいんじゃないかと、途中ではつきりと大体見込みがついたものであれば、少しでも返す
というようなほうで、一般会計の方で有効にその財源を使っていたきたいというふうには、私は考えますが、これは全般的
なことです。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

全般的に一般会計からの繰入金をいただいております、出来るだけ、こういう特別会計の場合に、不用ということが早
めに分かればですね、一般会計に戻して有効に使っていただくような方向で、今後考えたいと思います。

今回のこの多額になった理由としましては、マンホールポンプの保守点検業務委託というのがですね、かなりの落札率で下がったものですから、こういううちよつと多額になったということと、入札にかけるのが一月過ぎになったということで、こういうふうな事態になっております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 下水道会計に限らずですが、一応、財政課長、どういふふうにご考えておりますか。予算査定をする時に。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

査定の段階で、各会計からこういう格好で減額の申出があったということで、今回は特に特別会計、いずれの会計も不用品が生じたものですから、少し目に付くようなところがあつたなど、正直なところ、査定の時には思いました。今後は少しでも早い段階で、その辺の精査を各事業課の方にお願ひしたいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一四号、平成二十二年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一四号、平成二十二年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）は、原案のとおり可決されました。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	十五分	—
—	再開	午後	二時	二十五分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第九、議案第一五号、平成二十二年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 議案第一五号、平成二十二年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第三号）について説明いたします。

今回の補正予算の内容は、国・県の監査を受け、欠損額が固まりましたので、これまでの補助率から算出し、歳入において減額になると見込みました。また、歳出においては、人件費等の調整及び需用費における不用額の減額が主なものです。

それでは、補正予算の内容について、説明いたします。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ百四十七万六千円を減額し、補正後の総額を五千四百二十四万六千円にするものです。

予算説明書の事項別明細書七頁の歳入から、説明いたします。

二款、一項、一目・渡船事業費国庫補助金において九十六万円減額し、補正後の額を一千六百九十二万円としました。

三款、一項、一目・渡船事業費県補助金において五十一万六千円減額し、補正後の額を八百三十三万四千円としました。

これは、先程説明しましたとおり、昨年十一月、国・県のヒアリングを受け、欠損額を出した結果、減額になると見込みました。

次に、八頁、歳出について説明いたします。

一款、一項、一目・渡船総務費において、人件費の調整及び通信運搬費を減額しました。二目・はまゆう運航費は、人件費の調整及び大きな修繕が無かったための修繕料の減額とその際の代船借り上げ料の減額が主なものです。三目・さいかい運航費も、人件費の調整及び修繕料の減額が主なものです。

以上により、渡船管理費の総額を百四十七万六千円減額し、五千五十三万五千円としました。

以上、平成二十二年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第三号）の提案理由の説明をいたしました。

ご審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

浦 議員

五番（浦 英明） 二目ですね、はまゆうの運航費の中で、十二節ですかね、役務費二万一千円、無線局定期検査料というふうにありますけども、この検査というのは三年に一回とか五年に一回、そういった検査なのですか。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおりです。リーダー等の定期検査であり、その手数料等であります。五年に一度の検査です。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） ここで補正で上がって来ても構わんとは思いますが、大体これは分かっていることであれば、当初予算で上げられたかなとも思うんですけどですね、それは一点と。そして、これは無線じゃなくてリーダーということやっ

たですかね。そしたら、今言った質問をもう一度、答弁を願います。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） レーダー等ということでも無線も含まれております。

そして、上げておかなかったことなんですけれども、上げ忘れていたというのが実情です。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 分かりました。それで、この無線について、ちょっと聞きたいんですけども、例えば事故が起きたりとか、そういった場合には、これはどこの海岸局にいくのか、例えば、緊急用をブザーを押すだけなのか、今は携帯電話がありますから、往々にしてそういった無線というのは必要でないかもわかりませんが、やっぱり緊急の時にこれはどうしても必要なものですから、その点についてお尋ねをします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えします。

申し訳ありませんが、そこまで把握しておりませんでしたので、後程、お答えしたいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一五号、平成二十二年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一五号、平成二十二年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第一六号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第四号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 議案第一六号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第四号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で事業勘定繰入金と一般会計繰入金の減額、歳出では人件費の減額計上が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算の歳入歳出からそれぞれ二百九十三万円を減額し、補正後の総額を四億四千三百三十万円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の四頁の補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金百六十八万円減額、二目・一般会計繰入金百三十二万二千円減額し、一項・他会計繰入金の補正後の総額を三千三百九十二万六千円にいたしました。事業勘定繰入金につきましては、国民健康保険の特別調整交付金の中のへき地直営診療所運営費分の額の確定による減額で、平成二十二年の一月から十二月の対象収入の内、新型インフルエンザワクチン接種に係る収入が伸びたことによる減額が大きな要因です。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節・給料の二万一千円の増額は、職員給与改定によるものです。三節・職員手当等二百十五万四千円の減額は、職員の異動、給与改定、実績見込みによるものです。四節・共

消費十五万二千円の減額は給与改定による減額、七節・賃金六十四万五千円の減額は、臨時看護師・臨時厨房職員の実績見込みによる減で、これにより一・総務管理費の総額を一億九千七百五十三万七千円といたしました。

以上、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第四号）に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一六号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第四号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一六号、平成二十二年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第四号)は、原案のとおり可決されました。

議長(横山弘藏) しばらく休憩します。

― 休憩 午後 二時 三十七分 ―
― 再開 午後 二時 三十九分 ―

議長(横山弘藏) 再開します。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹(蛭子晴市) 先程の答弁漏れの答弁をいたします。

無線局定期検査料ですけれども、私の先程の答弁が誤っておりまして。無線局定期検査料とはなっておりますけれども、以前は無線とリーダーの定期検査があつたということなんですけれども、その後、無線は無くなりましてリーダーだけの定期検査に変わったということ、無線での緊急時の連絡という、無線自体が付いておりませんので、緊急連絡というのは無いということでした。緊急の場合には、携帯等によって連絡を取るということです。

議長(横山弘藏) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後 二時 四十一分 散会 ―